最高裁秘書第1116号 令和5年5月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

1月25日付け(同月30日受付、第040511号)で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等 最高裁判所事務総局が管理しているツイッターアカウントのアカウント名の一 覧表(最新版)
- 開示しないこととした理由
 1の文書は、作成又は取得していない。
- (注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日(本通知書の右上に記載された日付)の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課(文書開示第二係) 電話03(4233)5240(直通)